

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県

2 構造改革特別区域の名称

リゾート宮崎IT特区

3 構造改革特別区域の範囲

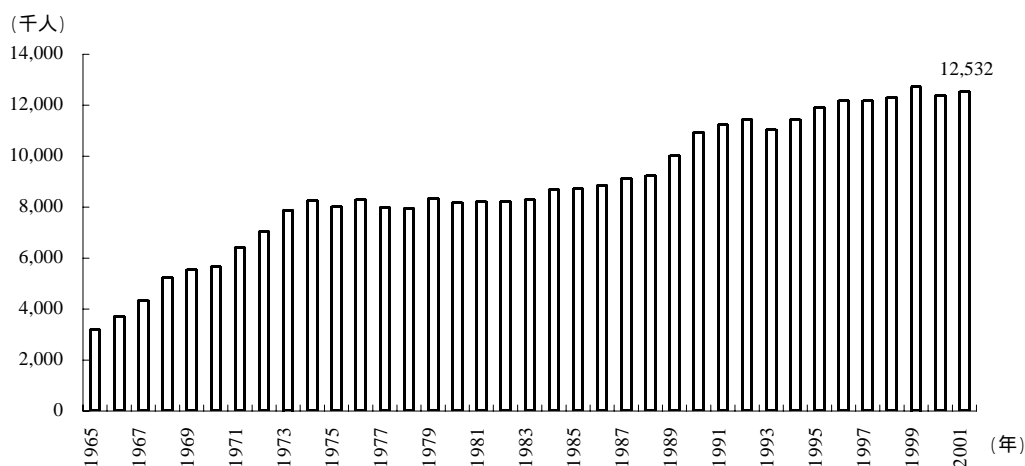
宮崎市並びに宮崎県宮崎郡清武町及び佐土原町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 計画策定の背景

宮崎県は、豊かな自然や温暖な気候を活かした観光・リゾート産業を主要産業と位置づけており、日南海岸地区に「シーガイア」「青島リゾート」等の全国有数の観光地域を有している。また、プロ野球やプロサッカーのキャンプ地として数多くの球団・スポーツ関係者が訪れており、日韓ワールドカップでは国内で唯一、同一地域に2か国のチーム（ドイツ、スウェーデン）がキャンプを行う等国際的にも高い評価が形成されつつある。

【参考：宮崎県の観光客数の推移】



出典：宮崎県商工観光労働部「平成13年観光動向調査結果」

一方で、宮崎県の地勢的位置から、東京・大阪・福岡等大都市への陸上交通アクセスの困難な時期が続き、戦後、日本の産業をリードしてきた重工業の集積については、一部地域を除き進展が遅れていた。

このため、地勢的な影響を受けにくいIT産業の集積を目指し、第五次宮崎県総合長期計画（2001～2010年）の中で「みやざきIT戦略」を提唱。県庁と県下44市町村役場を高速大容量の光ファイバー網で接続し、県内8か所のアクセスポイントを帯域・心線ともに民間に開放した「宮崎情報ハイウェイ21」（2002年8月供用開始）を活用して新たな産業集積を図っていくこととしている。

近年、本県の持つリゾート性、質の高い労働力、情報インフラの整備等を背景として、IT産業の集積が高まりつつある。このような民間サイドの動きをより一層力強いものとし、「住みたいところで働く」という新たなライフスタイルを確立し、IT産業発展のための環境づくりを進める観点から、産学官連携の促進や高度な技術・知識を有する人材の集積・育成等を図るため、本特区計画を策定するものである。

注1-1 大都市圏の産業の将来像に関する調査（2002年3～9月：国土交通省調査）

都道府県別ソフト系IT企業開業率（年率換算）が全国2位の伸び。

三重県...27.7% 宮崎県...27.3% 佐賀県...27.1%

注1-2 宮崎県の情報サービス業誘致企業の推移

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14
事業所数	3	2	0	0	8	8

注) 新規雇用6名以上で日本標準産業分類による区分

(2) 県の取組

県としては、先に述べた情報インフラとしての「宮崎情報ハイウェイ21」の整備を行うとともに、「ITビジネスモデル地区構想」（総務省）や「みやざき産業クラスター」（県単独）の形成に向けた取組を進めている。

また、これらの取組を促進するために、人材育成、企業サポート及び産学官連携に係る各種の支援施策を実施している。（詳細は「構造改革特別区域計画を推進するための事業」を参照。）

「ITビジネスモデル地区構想」

（平成15年4月採択：宮崎市・清武町を対象）

「宮崎情報ハイウェイ21」と地域イントラネット等で接続された市町村の病院、学校等の公共機関を実験フィールドとして、公共ASPのシステム開発やそれに付随する新たなビジネスの創出、ヘルプデスクなどのサポートサービスを推進し、時代の流れを先取りしたアウトソーシングビジネスの形成を図る。

さらにリゾートエリアにおける情報通信環境の整備を促進し、各種ITセミナーや企業視察・研修の誘致に取り組むとともに、地元IT企業等にも交流の場を提供することにより、IT人材の交流拠点を目指す。

「みやざき産業クラスター」の形成

宮崎県の持つポテンシャルやシーズ等を活かした独創的な技術や新製品の開発、新たな事業分野への挑戦を支援するため、産学官のネットワークの形成・補完とともに各種支援策の効果的投入を目指し、平成14年10月より検討会を発足。「食と健康バイオクラスター」、「ITリゾートクラスター」の2分野を検討会の最終案として取りまとめ、平成15年度より「みやざき産業クラスター推進協議会」を発足して、これらの分野の推進を図ることとしている。

(3) 地域の取組

【大学の取組】

県内6大学と高等技術専門学校の研究成果を特許化して企業へ技術移転するため、宮崎大学（宮崎市）を中心として「(株)みやざきTLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）」が発足。また、宮崎産業経営大学（宮崎市）内に、データセンターとインキュベーション機能を備えた「宮崎ITソリューションセンター」が立地される等、大学等研究機関の技術シーズを活かした産業の形成促進や産学連携型IT産業の先進事例として期待が高まっている。

また、宮崎大学医学部（清武町）を中心とした、電子カルテ標準インターフェイスMML（Medical Markup Language）の研究開発及び地域共同利用型電子カルテシステムの構築、運用についても取組が進みつつある。

【民間等の取組】

本県のIT環境については、韓国政府からも注目されており、韓国IT企業等が日本市場に進出するためのインキュベーション機能を有する「E-MIYAZAKI日韓IT&ベンチャー国際センター」が韓国からの誘致企業であるビー・コール・ビー社によって設立された。当該センターは、本県における国際的ITビジネスの先駆けとして期待されているところである。

また、このビー・コール・ビー社が、韓国政府情報通信部の依頼を受けて、本年5月29・30日にわたり、韓国政府情報通信部主催による「日韓ASPビジネスフォーラムin九州」を宮崎市と都城市を会場に開催した。このフォーラムには、同情報通信部インターネット政策課長を始めとした日韓のIT企業関係者延べ約150名の参加を得て、幅広い分野における両国の情報交流を深めたところである。

【自治体の取組】

宮崎市においては、「情報教育都市」を掲げて、平成13年度末に市内全小中学校に各学級2台のパソコン配備する等、総数4,600台（平均88台/校）のインターネット接続環境を整備し、平成14年度文部科学省より「デジタルコンテンツの活用高度化事業」の委託を受け、デジタルコンテンツを活用した授業について研究を行ったところ、310件もの事例を創出し、都市別では全国最多となった。

また、就職支援セミナーの一環として、コールセンター人材の研修事業を行っ

ている等、情報リテラシーの向上を図るための施策に取り組んでいる。

(4) 特区計画区域の特性

本特区計画の区域は、宮崎市・清武町・佐土原町の3市町とする。選定理由については下記のとおり。

- ・3つの地域はそれぞれ高等教育機関や研究機関等が数多く集積しており、本構想に基づき一体的な規制緩和を行うことで、産学官連携による高度IT人材の創出や研究開発の相乗的進展が期待されること。
- ・「ITビジネスモデル地区構想」(総務省)において宮崎市及び清武町が対象地域として指定されるとともに、全国マルチメディア祭(総務省)が各市町を会場に平成15年11月に開催予定である等、本県におけるIT産業の活性化が期待される地域であること。
- ・シーガイア地区や青島地区等、温暖な気候や美しい自然を活かした優れた海洋性リゾートやコンベンション施設等が存在していること。
- ・宮崎情報ハイウェイ21のネットワークオペレーションセンター^{注2}や民間事業者の本格的なIDC(インターネットデータセンター)が宮崎市に立地していること。
- ・KDDI海底光ケーブルハブ(KDDI宮崎中継所)が佐土原町沖に設置され、大容量回線で国内外に向けて接続していること。

国内：宮崎～高知～三重～東京

国外：宮崎～シンガポール

～中国

～アメリカ本土・グアム

～釜山・台湾～香港～マレーシア～インドネシア

注2 企業の有するサーバー及びネットワーク関係機器を管理及び保護し、24時間体制で日常業務に対応するとともに、災害時等の不測の事態にも地理的にリスクを分散することによって、サービスを安定的に供給するための施設

- ・全国主要都市や韓国への定期便を有する宮崎空港や宮崎駅、九州縦貫自動車道等の交通の要衝から、車で20～40分程度の範囲に存在し、県内外からの交通アクセスが整備されていること。

5 構造改革特別区域の意義

日本経済の再活性化のためには、地域の特性を活かした取組によって、新たな産業やライフスタイルが形成されるとともに、更なる知的創造性や雇用を継続的に創出できる自立的循環を内包した社会経済システムの樹立が極めて重要である。

現在、我が国ではインターネット環境の整備や高速化等を背景に、遠隔地や自宅におけるIT産業への就業等が可能となっている一方、IT産業従事者においては、高い創造性が求められる頭脳集約的労働による不規則な勤務形態やテクノストレス

の発生といった問題も生じている。

他方、宮崎県では、従来より温暖な気候や美しい自然を活かした観光リゾート産業の育成に努めてきた結果、国際的なリゾート施設を有した一ツ葉リゾートや青島リゾート等の海洋性リゾートを中心とする観光・リゾート立県を形成するに至っている。本県のこのような環境は、精神的肉体的負担の大きいIT産業従事者に対して、ストレスを癒すリフレッシュ空間が提供できるとともに、高度な知的創造性を育む就労環境をも提供できるものである。

既に諸外国においては、アメリカのオーランドやフランスのニースに代表されるリゾート型IT産業の集積が進んでいるが、我が国では未だその確立に至っていない。よって、産学官の連携並びに高度IT人材の育成促進を目指した本県の「リゾート宮崎IT特区構想」は、優れたリゾート環境を活かしたIT産業の集積・高度化を通じた新たな産業集積の形成を図る観点から、全国におけるモデルケースとしての意義を有し、従来の大都市への一極集中とは一線を画した知的創造性の発現を目指すIT産業の集積を通じて我が国の産業活性化に大きく寄与するものである。

6 構造改革特別区域の目標

「リゾート宮崎IT特区構想」の地域内においては、リゾート空間・企業集積・研究施設が存在していることから、下記の4エリアを設定してそれぞれ特性を活かした具体的な取組を行っていく必要がある。

シーガイアを中心とした国際的なリゾート施設を活用する「一ツ葉リゾートエリア」

宮崎の観光の中心であり、スポーツ施設等も充実した「青島リゾートエリア」

国立の宮崎大学及び宮崎医科大学とソフトウェア・メディカル業を中心とした企業が集積する「宮崎学園都市エリア」

宮崎県工業技術センターを中心とした研究開発施設とソフトウェア業等が集積する「宮崎テクノリサーチパークエリア」

のエリアは、IT産業によって生じるテクノストレスを癒し、知的創造性を育むリフレッシュ・リゾート空間を提供するとともに、リゾートホテル等を活用したITセンターやインキュベータ施設の設置等、リゾート空間におけるITソフトウェア業の集積促進を担っており、IT産業集積を目指す本特区構想の中核を形成している。また のエリアは、IT産業及び関連産業を技術的側面から支える大学と公設試験場等を含んでおり、ソフトウェア・ハードウェアの両面から産学官連携を進め、IT産業の地域内発展を支えていく役割を担うことが期待されている。これらの4エリアが有機的かつ相互補完的に連携していくことこそが、本県IT産業の集積を高めていくためには重要である。

既に形成されてきているこれら地域の特長を活かしつつ、IT産業の発展を更に促進するためには、多様化する消費者ニーズや高度な技術革新への迅速な対応が必要不可欠である。このためにはIT産業で期待される能力を発揮できる高度IT人材の育成とともに、IT産業の発展を技術的側面から支える産学官の連携に取り組んでいくことが求められる。

そこで、「リゾート宮崎IT特区構想」においては、国立大学教員等の勤務時間内技術移転・研究成果活用兼業事業、国の試験研究施設の使用の容易化事業や国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業の規制の特例措置を適用するとともに、総合保養地域整備法における基本計画変更に係る主務大臣への協議手続等の簡素化、国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大や留学生に対する在留期間更新による卒業後180日間の滞在延長を可能とする出入国管理及び難民認定法等の全国的な規制緩和、さらに本県において推し進めている「みやざき産業クラスター形成推進事業」や「ITビジネスモデル地区」指定による事業等の関連事業を実施することとしている。

また、特区エリアの更なるポテンシャルの向上を図るため、高い能力を有する外国人情報処理技術者が本特区地域内において、長期間にわたり安定的に業務に従事できるよう、外国人情報処理技術者受入れ促進事業及び入国・在留諸申請の優先処理事業の規制の特例措置を適用する。

これらの取組によって、高度IT人材の育成と産学官の連携強化によるIT産業の高度化促進が図られ、4つのエリアが持つそれぞれの特性を加速的・相乗的に発展させることができるとともに、本県のIT産業の自立的発展を促すことで、リゾート空間におけるIT産業の集積を新たに形成することを目標とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・情報関連サービス業等の県外等からの誘致企業について、3年間で15社の立地を目指す。
- ・ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業について、県内企業の新分野進出や新たな起業によって、3年間で事業所数で20件、従業者数で500名程度の増加を目指す。

8 特定事業の名称

- 201 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業
- 202 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業
- 504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
- 507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業
- 704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業
- 705 国の試験研究施設の使用容易化事業
- 813 } 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
- 815 }

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

上記の特定事業とともに、本特区構想の更なる推進を図るために必要な取組として、全国的な規制緩和、今後緩和が見込まれる特定事業及び本県独自の支援策等、下記に掲げる事項に取り組むこととする。

全国的に行われることになる規制緩和の活用

- ・総合保養地域整備法（リゾート法）における基本構想変更にかかる主務大臣への協議手続等の簡素化
- ・国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大
- ・留学生に対して在留期間更新による卒業後180日の滞在延長を可能とする出入国管理及び難民認定法上の規制緩和

構造改革特別区域計画を推進するための事業 【】内は15年度の予算額

- ・IT産業高度人材育成事業（みやざき産業ITスクール）【16,000千円】
休日・夜間に特化した高度なカリキュラムの研修を行うITスクールを開講し、即戦力となる高度情報技術者を養成する。
- ・宮崎県ソフトインダストリー支援育成事業【9,681千円】
本県産業の高度化・情報化を推進するため、地域・時代に応じた個人向け情報化研修を展開する。
- ・サポートサービススペシャリスト養成事業【3,000千円】
コールセンタービジネスの産業振興や企業誘致を促進させるため、大学等と連携しながらインターネット関連や国際基準に基づく教育プログラムにより、コミュニケーションソリューションが高い人材を養成する。
- ・IT人材確保支援事業【6,400千円】
IT人材及び県内情報産業等に関するデータベースを構築し、IT人材の確保を支援する。
- ・みやざきSOHO支援事業【11,637千円】
本県のSOHO事業者育成のため、発注者との交流会の開催や事業所等家賃の一部を補助する。
- ・システム実証実験モデル事業【25,000千円】
宮崎情報ハイウェイ21と地域イントラネット等で接続された市町村の病院・学校等の公的機関を実験フィールドとして、公共性が高く、県民生活の向上に繋

がるシステムを公募により募集し、システムの実用化を目指すとともに、実験実施企業と地元IT企業等との連携による新たなビジネスの創出を目指す。

- ・ 中小企業IT活用支援事業【10,179千円】
ITを活用した経営革新の成功事例を創出し、企業の情報化を促進・普及する。
- ・ 企業立地促進事業【350,000千円】
誘致企業に対する補助制度を実施して、宮崎県内への企業立地を促進している。特に情報サービス業については、人件費・施設整備費に加え、情報通信費の8割を負担してIT産業の集積を図る。
- ・ 新産業創出共同研究推進事業【28,620千円】
産学官で構成される新産業創出共同研究会の活動を通じて、共同研究グループによる研究テーマの提案を募集し、それらの中で優れた研究テーマについて、委託研究による支援を行う。
- ・ みやざき産業クラスター形成推進事業【2,650千円】
産学官の連携と支援策の重点投入によって、地域企業の新分野進出、新規創業を促進し、企業や関連機関等が集積する産業クラスターの形成を図るため、本県独自の「ITリゾートクラスター」構想等を掲げ、その推進組織として「みやざき産業クラスター推進協議会」を設立する。
- ・ 大学等技術移転促進事業【7,000千円】
県内大学等高等教育機関における研究成果の県内企業への技術移転を促進することにより、県内企業の技術向上、新分野への進出等を図り、本県産業の振興に資するため、技術移転機関「(株)みやざきTLO」の活動を支援する。

1 特定事業の名称

201 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内に存する国立大学等（人事院規則14 - 17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。以下同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14 - 17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下同じ。）が技術移転兼業を勤務時間に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ、技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者（学長等）の承認を得なければならないこととする。

承認権者にあつては、当該申請が技術移転の推進の観点から、真に必要と認められるかを検討するとともに、他の人事院規則に抵触しないことを確認の上、承認することとする。

201の適用を受ける主体の特定の状況

主体が特定されている場合

名 称	宮崎大学 (代表者 学長 藤原 宏志)
住 所	宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地
概 要	<p>設立：昭和24年5月</p> <p>概要：</p> <p>宮崎大学は、農学部・教育文化学部・工学部の三学部からなる総合大学であり、「地域に根ざし、グローバルにはばたく」をスローガンに宮崎県の産業・教育を支える高等教育機関としての役割を担っている。</p> <p>更に、宮崎大学の有する知的情報を発信し、地域との共同研究・科学技術相談を推進するため、宮崎大学地域共同研究センターを平成6年6月に設置する等、産学連携に力を注いでいる。</p> <p>【201関係】</p> <p>宮崎大学教授2名が株みやざきTLO(平成15年4月設立)の取締役として当該企業の事業に参加しているところであり、うち1名については時間内兼業についても取組の意向を示している。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学の意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年7月23日
意見を聴いた方法	平成15年7月23日に計画書案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 本構想のコンセプトは理解できるものであり、大学としても協力できる部分は協力していく。</p> <p>2. 本県の優れた部分を活かし、就業環境を含めた居住環境を整備することは、本県の新たな財産となりうる。</p>
意見に対する対応	1. 2. について 修正等なし

1 特定事業の名称

202 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の宮崎大学の教員

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内に存する国立大学等（人事院規則14 - 18に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。以下同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14 - 18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下同じ。）が研究成果活用兼業を勤務時間に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ、研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

国立大学教員等がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者（学長等）の承認を得なければならないこととする。

承認権者にあつては、当該申請が研究成果活用の観点から、真に必要と認められるかを検討するとともに、他の人事院規則に抵触しないことを確認の上、承認することとする。

202の適用を受ける主体の特定の状況

主体が特定されている場合

名 称	宮崎大学 (代表者 学長 藤原 宏志)
住 所	宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地
概 要	<p>設立：昭和24年5月</p> <p>概要：</p> <p>宮崎大学は、農学部・教育文化学部・工学部の三学部からなる総合大学であり、「地域に根ざし、グローバルにはばたく」をスローガンに宮崎県の産業・教育を支える高等教育機関としての役割を担っている。</p> <p>更に、宮崎大学の有する知的情報を発信し、地域との共同研究・科学技術相談を推進するため、宮崎大学地域共同研究センターを平成6年6月に設置する等、産学連携に力を注いでいる。</p> <p>【202関係】</p> <p>宮崎大学の教授経験者2名（うち1名は現在も教授職）が民間企業の取締役就任しており、従前より役員兼業許可を得て事業に参加しているところである。時間内兼業についても取組の意向を示している。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学の意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年7月23日
意見を聴いた方法	平成15年7月23日に計画書案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 本構想のコンセプトは理解できるものであり、大学としても協力できる部分は協力していく。</p> <p>2. 本県の優れた部分を活かし、就業環境を含めた居住環境を整備することは、本県の新たな財産となりうる。</p>
意見に対する対応	1. 2. について 修正等なし

1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者（受入機関）

以下の機関との契約に基づいて特区内に所在する以下の施設又は事業所において「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」の特例措置の適用を受けようとする外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子

- ・ スパークジャパン株式会社
- ・ ソラン九州株式会社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内において、当該特区の特定事業（外国人情報処理技術者受入れ促進事業）の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその外国人の家族に係る在留資格認定証明書等の入国・在留申請について、地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように他の案件と区別して、優先的に処理する。

機関（事業所）名	機関（事業所）の概要	外国人の活動内容
スパークジャパン株式会社 （住所 宮崎県宮崎市柳丸町 122-1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット関連事業 ・ Webサイト企画・制作 ・ システム・ソフトウェア開発 ・ イントラネット、LANの構築運用 	特定情報処理活動 （当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。）
ソラン九州株式会社 （住所 宮崎県宮崎郡清武町 大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションサービス ・ ソフトウェアの開発 ・ ネットワークサービス ・ アウトソーシングサービス ・ パッケージソフトの開発、販売、保守 ・ 情報機器の販売及び斡旋 	特定情報処理活動 （当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。）

5 当該規制の特例措置の内容

外国人情報処理技術者受入れ促進事業に従事する外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子について、福岡入国管理局において各種申請手続きを他の案件と区別し、優先的に処理する。

これにより、外国人情報処理技術者の円滑な入国等が可能となり、速やかな就労が実現し、本特区地域における情報処理産業の発展に大きく寄与するものである。

504の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	スパークジャパン株式会社
住 所	宮崎県宮崎市柳丸町 1 2 2 - 1
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連事業 ・Webサイト企画・制作 ・システム・ソフトウェア開発 ・イントラネット、LANの構築、運用
取組状況	<p>現在、「高等学校総合管理システム」の開発事業を進めており、日本の情報処理技術者試験と相互認証制度が整っている中国や韓国の技術者を受け入れる意向。</p> <p>「高等学校総合管理システム」の開発については、研究開発・製品開発・市場投入まで、今後7年程度の期間が見込まれることから、本特区による規制緩和を利用したい。</p> <p>また、外国人技術者が働きやすい環境を提供するため、住宅貸与制度や長期休暇制度といった日本人技術者と同等以上の福利厚生面の充実も検討している。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月15日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p>追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし

504の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	ソラン九州株式会社
住 所	宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルテーションサービス ・ ソフトウェアの開発 ・ ネットワークサービス ・ アウトソーシングサービス ・ パッケージソフトの開発、販売及び保守 ・ 情報機器の販売及び斡旋
取組状況	<p>ソラン九州を含むソラングループにおいては、中国に現地法人「北京ソラン」を設立し、ブリッジSE（日本の商慣習等に精通した中国の情報処理技術者）の育成を日本国内で行っているところ。これらのノウハウの元、ソラン九州においても、宮崎と台湾の交流を足がかりに中国へ進出する計画を有していることから、本特区の規制緩和を活用して5年程度の中国人技術者受入れを行うことを要望。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月19日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p style="text-align: center;">追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし

1 特定事業の名称

507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者（受入機関）

本特区内に所在する以下の事業所において、情報処理分野の業務に従事する外国人情報処理技術者及びその配偶者又は子

- ・ スパークジャパン株式会社
- ・ ソラン九州株式会社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内の下記受入機関において、「特定情報処理活動」に従事する外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子について、最長の在留期間が3年から5年に延長される。

機関（事業所）名	所在地	機関（事業所）の概要
スパークジャパン株式会社	宮崎県宮崎市柳丸町 122-1	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット関連事業・ Webサイト企画・制作・ システム・ソフトウェア開発・ イン트라ネット、LANの構築運用
ソラン九州株式会社	宮崎県宮崎郡清武町 大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内	<ul style="list-style-type: none">・ コンサルテーションサービス・ ソフトウェアの開発・ ネットワークサービス・ アウトソーシングサービス・ パッケージソフトの開発、販売、保守・ 情報機器の販売及び斡旋

5 当該規制の特例措置の内容

(特区法第22条第1号及び第2号に該当することを判断した根拠を示す内容)

- 一 本県においては、独自の産業クラスター構想である「みやざき産業クラスター構想」の中で「ITリゾートクラスター」に取り組むとともに、総務省の「ITビジネスモデル地区」にも指定されている等IT産業の集積を積極的に後押ししている。こうした取組や本県の優れた自然環境や情報インフラが評価され、本特区内には、リゾートホテル内に事業所を設置した「トランスコスモス シー・アール・エム宮崎(株)」、韓国ソフトウェアを日本向けに改良販売している「エムネット(株)」(ともに宮崎市)や第3セクター企業である「(株)宮崎県ソフトウェアセンター」(佐土原町)等の特色あるIT企業を始め、多くのIT関連企業やSOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)事業者が集積している。

また、宮崎大学(宮崎市)を中心とした産学官連携の進展や宮崎産業経営大学(宮崎市)及び佐土原高等学校(佐土原町)、各種専門学校を始めとしたIT関連教育の充実も図られている。この中から、宮崎産業経営大学の敷地と一体化したエムネット(株)の「宮崎ITソリューションセンター」や宮崎大学の卒業生によるITベンチャー企業「スパークジャパン(株)」(ともに宮崎市)等が輩出されてきている。

本特区地域においては、整備された情報インフラや優れた就業環境といった高いポテンシャルとともに、産学官連携推進母体である「みやざき産業クラスター推進協議会IT部会(産学官から134名が参加)」や民間企業・大学・公設試験場を中心とした「新産業創出総合研究会(電子・エレクトロニクス研究会)」等による一層の産学官相互の連携とも相まって、今後とも情報処理産業の発展が見込まれるものである

- 二 本県においてIT関連企業の集積が進む中で、アジア地域を中心とする外国人情報処理技術者に対する企業のニーズは、今後ますます進展する中国、韓国を始めとする東アジア経済を見据えた、企業の対アジア戦略の重要な柱へと変容しつつある。

特に、台湾や中国における現地法人や関連企業でのソフト開発を円滑かつ効果的に進めるために、日本の商慣習等に習熟した外国人情報処理技術者の育成が求められてきている。

このような状況のもとで、外国人情報処理技術者が特区内の事業所で継続的に業務に従事することは、特区内における情報処理産業の発展とともに、特区内に対アジア戦略を有する企業の更なる集積を促進するという相乗効果が見込まれる。

507の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	スパークジャパン株式会社
住 所	宮崎県宮崎市柳丸町 1 2 2 - 1
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連事業 ・Webサイト企画・制作 ・システム・ソフトウェア開発 ・イントラネット、LANの構築、運用
取組状況	<p>現在、「高等学校総合管理システム」の開発事業を進めており、日本の情報処理技術者試験と相互認証制度が整っている中国や韓国の技術者を受け入れる意向。</p> <p>「高等学校総合管理システム」の開発については、研究開発・製品開発・市場投入まで、今後7年程度の期間が見込まれることから、本特区による規制緩和を利用したい。</p> <p>また、外国人技術者が働きやすい環境を提供するため、住宅貸与制度や長期休暇制度といった日本人技術者と同等以上の福利厚生面の充実も検討している。</p>

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月15日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	<p>1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。</p> <p>追加事項・修正事項等特段の意見なし。</p>
意見に対する対応	1. について 修正なし

507の適用を受ける主体の特定の状況
主体が特定されている場合

名 称	ソラン九州株式会社
住 所	宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙1864-10 今泉工業団地内
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ コンサルテーションサービス・ ソフトウェアの開発・ ネットワークサービス・ アウトソーシングサービス・ パッケージソフトの開発、販売及び保守・ 情報機器の販売及び斡旋
取組状況	ソラン九州を含むソラングループにおいては、中国に現地法人「北京ソラン」を設立し、ブリッジS E（日本の商慣習等に精通した中国の情報処理技術者）の育成を日本国内で行っているところ。これらのノウハウの元、ソラン九州においても、宮崎と台湾の交流を足がかりに中国へ進出する計画を有していることから、本特区の規制緩和を活用して5年程度の中国人技術者受入れを行うことを要望。

法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

意見を聴いた日時	平成16年1月21日
意見を聴いた方法	平成16年1月19日に計画案を提示し、概要を説明。1月21日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 高度な知識を有するIT人材の育成確保は、大変重要な課題であり、本規制緩和によって事業の更なる推進が期待される。 追加事項・修正事項等特段の意見なし。
意見に対する対応	1. について 修正なし

1 特定事業の名称

704 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内の国の試験研究施設を使用して、試験・研究・試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする事業者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しない。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内には、国立大学の宮崎大学及び技術移転機関である(株)みやざきTLOが所在しており、宮崎大学地域共同センターにおいては既に2社が継続的な共同研究活動を行っていることから、今後更に産学官連携が促進されるものとして要件に適合すると判断した。

704の適用を受ける主体の特定の様況

主体が特定されている場合

<p>名 称</p>	<p>宮崎大学地域共同研究センター (センター長 黒澤 宏 : 宮崎大学工学部教授)</p>
<p>住 所</p>	<p>宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地</p>
<p>概 要</p>	<p>設立：平成6年6月24日 概要： 地域企業における既存技術の高度化、新たな技術開発の促進、研究開発や国際的協りに活躍できる人材の養成などを通じて地域の産業基盤の向上に貢献する目的で宮崎大学内に設置。 事業内容： (1) 民間企業、公共団体等との共同研究、受託研究の推進 (2) 民間企業、公共団体等への学術情報の提供 (3) 学内及び他大学等との共同研究及び学術交流促進 (4) 地域社会に関わる学術研究調査の実施 (5) 民間企業、公共団体等の技術者に対する先端技術的教育、研修機会の提供 (6) 民間企業等からの科学技術相談への対応 主たる共同研究分野： (1) バイオテクノロジー (2) エネルギー関連技術 (3) 食品関連技術 (4) メカトロニクス関連技術 (5) エレクトロニクス関連技術 (6) 環境関連技術 (7) 土木関連技術 (8) ファインケミストリー関連技術 (9) 新素材関連技術 (10) 地域社会・地域文化関連</p>

概 要	<p>【704～705、813～815関係】</p> <p>民間企業との共同研究実績等：</p> <p>宮崎大学においては、宮崎大学地域共同センターを中心に地域企業等との連携を深めるため、民間機関等から研究者（共同研究員）と研究経費を受け入れ、当大学教官との共同研究を実施してきた。</p>											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">年 度</th> <th style="padding: 5px;">H 9</th> <th style="padding: 5px;">H 10</th> <th style="padding: 5px;">H 11</th> <th style="padding: 5px;">H 12</th> <th style="padding: 5px;">H 13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">共同研究件数 (うちIT関連)</td> <td style="padding: 5px;">30 (2)</td> <td style="padding: 5px;">39 (4)</td> <td style="padding: 5px;">41 (3)</td> <td style="padding: 5px;">40 (5)</td> <td style="padding: 5px;">42 (7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同センターで継続的に共同研究を行っているIT関連企業の概要：</p> <p>N社（宮崎県新富町） 真空紫外光を用いた半導体の洗浄技術の研究・開発</p> <p>T社（鹿児島県鹿屋市） 光ファイバーを用いた情報伝送機器及び伝搬技術の研究・開発</p> <p>なお、本年度同センターで継続的な共同研究を行っている企業1社及び高性能CCDカメラの研究開発を行っている県内企業1社について、同センター及び宮崎大学工学部の試験研究施設の使用希望が示されている。今後併せて、誘致企業等による利用促進を図ることで、今般の規制緩和を適用して共同研究を実施する研究分野・企業の拡大を図る。</p>	年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)
年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13							
共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)	42 (7)							

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学地域共同研究センターの意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年6月30日
意見を聴いた方法	平成15年6月30日に宮崎大学地域共同研究センターにて計画案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 現在の共同研究による学内インターンシップを拡充でき、学内インキュベーションとして、学生のレベル向上とともに起業家精神の醸成が図られる。 追加事項・修正事項等特段の意見なし。
意見に対する対応	1. について 修正等なし

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学の意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年7月23日
意見を聴いた方法	平成15年7月23日に計画書案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 本構想のコンセプトは理解できるものであり、大学としても協力できる部分は協力していく。 2. 本県の優れた部分を活かし、就業環境を含めた居住環境を整備することは、本県の新たな財産となりうる。
意見に対する対応	1. 2. について 修正等なし

1 特定事業の名称

705 国の試験研究施設の使用容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

特区内の国の試験研究施設を使用して、試験・研究・試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする事業者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該事業者による当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について（昭和33年1月7日付蔵管第1号）」通達1の（9）のイ「国の試験研究施設を使用しなければ試験、研究、試作等が困難な場合」に関わらず、当該事業者による当該施設の使用を許可することができることとする。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内には、国立大学の宮崎大学及び技術移転機関である(株)みやざきTLOが所在しており、宮崎大学地域共同センターにおいては既に2社が継続的な共同研究活動を行っていることから、今後更に産学官連携が促進されるものとして要件に適合すると判断した。

705の適用を受ける主体の特定の状況

主体が特定されている場合

<p>名 称</p>	<p>宮崎大学地域共同研究センター (センター長 黒澤 宏 : 宮崎大学工学部教授)</p>
<p>住 所</p>	<p>宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地</p>
<p>概 要</p>	<p>設立：平成6年6月24日 概要： 地域企業における既存技術の高度化、新たな技術開発の促進、研究開発や国際的協力を活躍できる人材の養成などを通じて地域の産業基盤の向上に貢献する目的で宮崎大学内に設置。 事業内容： (1) 民間企業、公共団体等との共同研究、受託研究の推進 (2) 民間企業、公共団体等への学術情報の提供 (3) 学内及び他大学等との共同研究及び学術交流促進 (4) 地域社会に関わる学術研究調査の実施 (5) 民間企業、公共団体等の技術者に対する先端技術的教育、研修機会の提供 (6) 民間企業等からの科学技術相談への対応 主たる共同研究分野： (1) バイオテクノロジー (2) エネルギー関連技術 (3) 食品関連技術 (4) メカトロニクス関連技術 (5) エレクトロニクス関連技術 (6) 環境関連技術 (7) 土木関連技術 (8) ファインケミストリー関連技術 (9) 新素材関連技術 (10) 地域社会・地域文化関連</p>

概 要	<p>【704～705、813～815関係】 民間企業との共同研究実績等： 宮崎大学においては、宮崎大学地域共同センターを中心に地域企業等との連携を深めるため、民間機関等から研究者（共同研究員）と研究経費を受け入れ、当大学教官との共同研究を実施してきた。</p>											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">H 9</th> <th style="width: 10%;">H 10</th> <th style="width: 10%;">H 11</th> <th style="width: 10%;">H 12</th> <th style="width: 10%;">H 13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究件数 (うちIT関連)</td> <td>30 (2)</td> <td>39 (4)</td> <td>41 (3)</td> <td>40 (5)</td> <td>42 (7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同センターで継続的に共同研究を行っているIT関連企業の概要： N社（宮崎県新富町） 真空紫外光を用いた半導体の洗浄技術の研究・開発 T社（鹿児島県鹿屋市） 光ファイバーを用いた情報伝送機器及び伝搬技術の研究・開発</p> <p>なお、本年度同センターで継続的な共同研究を行っている企業1社及び高性能CCDカメラの研究開発を行っている県内企業1社について、同センター及び宮崎大学工学部の試験研究施設の使用希望が示されている。今後併せて、誘致企業等による利用促進を図ることで、今般の規制緩和を適用して共同研究を実施する研究分野・企業の拡大を図る。</p>	年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)
年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13							
共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)	42 (7)							

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学地域共同研究センターの意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年6月30日
意見を聴いた方法	平成15年6月30日に宮崎大学地域共同研究センターにて計画案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 現在の共同研究による学内インターンシップを拡充でき、学内インキュベーションとして、学生のレベル向上とともに起業家精神の醸成が図られる。
意見に対する対応	1. について 修正等なし

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学の意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年7月23日
意見を聴いた方法	平成15年7月23日に計画書案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 本構想のコンセプトは理解できるものであり、大学としても協力できる部分は協力していく。 2. 本県の優れた部分を活かし、就業環境を含めた居住環境を整備することは、本県の新たな財産となりうる。
意見に対する対応	1. 2. について 修正等なし

1 特定事業の名称

813 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

宮崎大学の有する試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合において、民間企業の対象範囲を大学の研究と関連性がある研究を実施する企業へ拡大するとともに、当該施設で行った研究の全てのデータの提供に代えて、その成果を国に報告するのみで足りるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

宮崎大学は農学部・教育文化学部・工学部の三学部からなる総合大学であり、「地域に根ざし、グローバルにはばたく」をスローガンに宮崎県の産業・教育を支える高等教育機関としての役割を担っている。

更に、宮崎大学の有する知的情報を発信し、地域との共同研究・科学技術相談を推進するため、宮崎大学地域共同研究センターを平成6年6月に設置する等、産学連携に力を注いでいる。

こうした中で、宮崎大学において民間企業との共同研究等の実績を有する光関連技術を始めとしたIT産業及び関連産業分野の研究に対して、民間企業等から注目が集まっており、宮崎大学においても宮崎大学地域共同研究センターを中心に共同研究の取組を行ってきている。

これらの民間企業と大学との交流活動を通じて、これまでも企業ニーズから生まれた新たな研究テーマに大学側が取り組み、民間企業がその成果を産業に活かすといった事例が生まれており、今般の規制緩和を通じてこの流れをより一層促進することで、光関連技術を始めとしたIT産業及び関連産業分野における研究の効率的推進が更に進むことが期待される。

また、宮崎大学周辺は我が国で2番目に形成された学園都市であり、当該工業団地にはメディカル分野やソフトウェア分野の企業が進出していること、宮崎大学地域共同センターにおいては既に2社がIT産業の継続的な共同研究活動を行っていること等から、今般の規制緩和を受けて、光関連技術を始めとしたIT産業及び関連産業分野における民間研究施設及び民間企業の更なる集積が図られるものと期待される。

813の適用を受ける主体の特定の状況

主体が特定されている場合

<p>名 称</p>	<p>宮崎大学地域共同研究センター (センター長 黒澤 宏 : 宮崎大学工学部教授)</p>
<p>住 所</p>	<p>宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地</p>
<p>概 要</p>	<p>設立：平成6年6月24日 概要： 地域企業における既存技術の高度化、新たな技術開発の促進、研究開発や国際的協力を活躍できる人材の養成などを通じて地域の産業基盤の向上に貢献する目的で宮崎大学内に設置。 事業内容： (1) 民間企業、公共団体等との共同研究、受託研究の推進 (2) 民間企業、公共団体等への学術情報の提供 (3) 学内及び他大学等との共同研究及び学術交流促進 (4) 地域社会に関わる学術研究調査の実施 (5) 民間企業、公共団体等の技術者に対する先端技術的教育、研修機会の提供 (6) 民間企業等からの科学技術相談への対応 主たる共同研究分野： (1) バイオテクノロジー (2) エネルギー関連技術 (3) 食品関連技術 (4) メカトロニクス関連技術 (5) エレクトロニクス関連技術 (6) 環境関連技術 (7) 土木関連技術 (8) ファインケミストリー関連技術 (9) 新素材関連技術 (10) 地域社会・地域文化関連</p>

概 要	<p>【704～705、813～815関係】 民間企業との共同研究実績等： 宮崎大学においては、宮崎大学地域共同センターを中心に地域企業等との連携を深めるため、民間機関等から研究者（共同研究員）と研究経費を受け入れ、当大学教官との共同研究を実施してきた。</p>															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">H 9</th> <th style="width: 10%;">H 10</th> <th style="width: 10%;">H 11</th> <th style="width: 10%;">H 12</th> <th style="width: 10%;">H 13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究件数 (うちIT関連)</td> <td>30 (2)</td> <td>39 (4)</td> <td>41 (3)</td> <td>40 (5)</td> <td>42 (7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同センターで継続的に共同研究を行っているIT関連企業の概要： N社（宮崎県新富町） 真空紫外光を用いた半導体の洗浄技術の研究・開発 T社（鹿児島県鹿屋市） 光ファイバーを用いた情報伝送機器及び伝搬技術の研究・開発</p> <p>なお、本年度同センターで継続的な共同研究を行っている企業1社及び高性能CCDカメラの研究開発を行っている県内企業1社について、同センター及び宮崎大学工学部の試験研究施設の使用希望が示されている。今後併せて、誘致企業等による利用促進を図ることで、今般の規制緩和を適用して共同研究を実施する研究分野・企業の拡大を図る。</p>					年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)
年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13											
共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)	42 (7)											

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学地域共同研究センターの意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年6月30日
意見を聴いた方法	平成15年6月30日に宮崎大学地域共同研究センターにて計画案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 現在の共同研究による学内インターンシップを拡充でき、学内インキュベーションとして、学生のレベル向上とともに起業家精神の醸成が図られる。
意見に対する対応	1. について 修正等なし

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学の意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年7月23日
意見を聴いた方法	平成15年7月23日に計画書案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 本構想のコンセプトは理解できるものであり、大学としても協力できる部分は協力していく。 2. 本県の優れた部分を活かし、就業環境を含めた居住環境を整備することは、本県の新たな財産となりうる。
意見に対する対応	1. 2. について 修正等なし

1 特定事業の名称

815 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに適用開始

4 特定事業の内容

宮崎大学の有する試験研究施設を民間企業が廉価使用する場合において、当該使用に係る認定者を各省各庁の長から国立大学等の長に変更し、かつ各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

宮崎大学は農学部・教育文化学部・工学部の三学部からなる総合大学であり、「地域に根ざし、グローバルにはばたく」をスローガンに宮崎県の産業・教育を支える高等教育機関としての役割を担っている。

更に、宮崎大学の有する知的情報を発信し、地域との共同研究・科学技術相談を推進するため、宮崎大学地域共同研究センターを平成6年6月に設置する等、産学連携に力を注いでいる。

こうした中で、宮崎大学において民間企業との共同研究等の実績を有する光関連技術を始めとしたIT産業及び関連産業分野の研究に対して、民間企業等から注目が集まっており、宮崎大学においても宮崎大学地域共同研究センターを中心に共同研究の取組を行ってきている。

これらの民間企業と大学との交流活動を通じて、これまでも企業ニーズから生まれた新たな研究テーマに大学側が取り組み、民間企業がその成果を産業に活かすといった事例が生まれており、今般の規制緩和を通じてこの流れをより一層促進することで、光関連技術を始めとしたIT産業及び関連産業分野における研究の効率的推進が更に進むことが期待される。

また、宮崎大学周辺は我が国で2番目に形成された学園都市であり、当該工業団地にはメディカル分野やソフトウェア分野の企業が進出していること、宮崎大学地域共同センターにおいては既に2社がIT産業の継続的な共同研究活動を行っていること等から、今般の規制緩和を受けて、光関連技術を始めとしたIT産業及び関連産業分野における民間研究施設及び民間企業の更なる集積が図られるものと期待される。

815の適用を受ける主体の特定の状況

主体が特定されている場合

<p>名 称</p>	<p>宮崎大学地域共同研究センター (センター長 黒澤 宏 : 宮崎大学工学部教授)</p>
<p>住 所</p>	<p>宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地</p>
<p>概 要</p>	<p>設立：平成6年6月24日 概要： 地域企業における既存技術の高度化、新たな技術開発の促進、研究開発や国際的協力を活躍できる人材の養成などを通じて地域の産業基盤の向上に貢献する目的で宮崎大学内に設置。 事業内容： (1) 民間企業、公共団体等との共同研究、受託研究の推進 (2) 民間企業、公共団体等への学術情報の提供 (3) 学内及び他大学等との共同研究及び学術交流促進 (4) 地域社会に関わる学術研究調査の実施 (5) 民間企業、公共団体等の技術者に対する先端技術的教育、研修機会の提供 (6) 民間企業等からの科学技術相談への対応 主たる共同研究分野： (1) バイオテクノロジー (2) エネルギー関連技術 (3) 食品関連技術 (4) メカトロニクス関連技術 (5) エレクトロニクス関連技術 (6) 環境関連技術 (7) 土木関連技術 (8) ファインケミストリー関連技術 (9) 新素材関連技術 (10) 地域社会・地域文化関連</p>

概 要	<p>【704～705、813～815関係】 民間企業との共同研究実績等： 宮崎大学においては、宮崎大学地域共同センターを中心に地域企業等との連携を深めるため、民間機関等から研究者（共同研究員）と研究経費を受け入れ、当大学教官との共同研究を実施してきた。</p>											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">H 9</th> <th style="width: 10%;">H 10</th> <th style="width: 10%;">H 11</th> <th style="width: 10%;">H 12</th> <th style="width: 10%;">H 13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同研究件数 (うちIT関連)</td> <td>30 (2)</td> <td>39 (4)</td> <td>41 (3)</td> <td>40 (5)</td> <td>42 (7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同センターで継続的に共同研究を行っているIT関連企業の概要： N社（宮崎県新富町） 真空紫外光を用いた半導体の洗浄技術の研究・開発 T社（鹿児島県鹿屋市） 光ファイバーを用いた情報伝送機器及び伝搬技術の研究・開発</p> <p>なお、本年度同センターで継続的な共同研究を行っている企業1社及び高性能CCDカメラの研究開発を行っている県内企業1社について、同センター及び宮崎大学工学部の試験研究施設の使用希望が示されている。今後併せて、誘致企業等による利用促進を図ることで、今般の規制緩和を適用して共同研究を実施する研究分野・企業の拡大を図る。</p>	年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)
年 度	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13							
共同研究件数 (うちIT関連)	30 (2)	39 (4)	41 (3)	40 (5)	42 (7)							

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学地域共同研究センターの意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年6月30日
意見を聴いた方法	平成15年6月30日に宮崎大学地域共同研究センターにて計画案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 現在の共同研究による学内インターンシップを拡充でき、学内インキュベーションとして、学生のレベル向上・起業家精神の醸成が図られる。
意見に対する対応	1. について 修正等なし

法第4条第3項の規定により聴いた宮崎大学の意見の概要

意見を聴いた日時	平成15年7月23日
意見を聴いた方法	平成15年7月23日に計画書案を提示し、概要を説明。同日口頭により意見聴取。
意見の概要	1. 本構想のコンセプトは理解できるものであり、大学としても協力できる部分は協力していく。 2. 本県の優れた部分を活かし、就業環境を含めた居住環境を整備することは、本県の新たな財産となりうる。
意見に対する対応	1. 2. について 修正等なし